



検査方法動画
患者説明 &
スタッフマニュアル
シート付き

患者さんにしっかり説明できる

口腔機能低下症読本

導入実践・保険算定 かんたんガイド



【監著】 鈴木宏樹／松村香織 【著】 荻野洋一郎／安藤壮吾／吉岡和彦／今井実喜生

2026年保険改定対応

この冊子は、2026年度保険改定対応版として作成いたしました。

【該当ページ】

・ CHAPTER 2 口腔機能低下症の保険算定について P36～P41

1

口腔機能精密検査について

松村香織

2018年に口腔機能低下症の検査と管理が保険収載されました。口腔機能低下症の検査(口腔機能精密検査)は、自他覚的に口腔機能の低下が疑われる患者に対して実施します。加齢変化にともなう口腔機能の低下は徐々に進行していくため自覚症状に乏しく、私たち歯科医療従事者は積極的に医療面接で口腔機能低下の兆候(図1)¹がないかどうか確認する必要があります。

口腔機能精密検査については、図2に示す7項目を実施します。検査対象は成人で、保険算定も可能です。再評価はおおむね6ヵ月ごとに実施します²。口腔機能精密検査時には原則7項目すべての検査を実施しますが、2つの方法が示されている場合は、ど

ちらの検査方法を用いてもかまいません。原則として、7項目すべての検査を行うことが望ましいですが、咀嚼能力検査などは、誤嚥・誤飲のリスクを考慮して実施の有無を判断する必要があります。できない項目があった場合には、実施した検査のうちで3項目以上該当する場合に口腔機能低下症と診断します。

7項目の検査のうち、保険点数として算定できるのは①口腔衛生状態をみる口腔細菌定量検査、②口腔乾燥をみる口腔粘膜湿润度検査、③咬合力低下をみる咬合圧検査、⑤低舌圧をみる舌圧検査、⑥咀嚼機能をみる咀嚼能力検査です(図3、4)。

口腔機能低下の兆候

- 食べものが口の中に残るようになった
- 硬いものが食べにくくなった
- 食事の時間が長くなった
- 食事の時にむせるようになった
- 薬を飲み込みにくくなった
- 口の中が乾くようになった
- 食べこぼしをするようになった
- 滑舌が悪くなった
- 口の中が汚れている
- 口臭がするようになった

ポイントは以前と比べて変化を確認すること

図1 口腔機能低下の兆候。このような兆候がないかどうかに加え、以前と比べて変化してきていないかどうかを確認することが重要である(参考文献1より引用改変)。

口腔機能精密検査の7項目

口腔内環境の評価	①口腔衛生状態不良	保険
	②口腔乾燥	保険
個別的機能の評価	③咬合力低下	保険
	④舌口唇運動機能低下	
	⑤低舌圧	保険
総合的機能の評価	⑥咀嚼機能低下	保険
	⑦嚥下機能低下	

図2 口腔機能精密検査の7項目(参考文献2より引用改変)。保険：保険算定が可能な検査。

口腔機能管理料の算定

口腔機能管理料 1 (口機能 1) 90点

口腔機能低下症に該当する患者のうち、口腔細菌定量検査、咀嚼能力検査、咬合圧検査、舌圧検査、口腔粘膜湿潤度検査の**いずれかを実施**した場合に算定

口腔機能管理料 2 (口機能 2) 50点

口腔機能低下症に該当する患者のうち、口腔細菌定量検査、咀嚼能力検査、咬合圧検査、舌圧検査、口腔粘膜湿潤度検査**以外の項目で**3項目以上に該当する場合に算定

図3 口腔機能管理料の算定について。口腔機能管理料は令和8年度診療報酬改定で口機能1, 2に再編された。保険算定可能な検査のいずれかを実施した口腔機能低下症患者は口機能1を算定し、それ以外の項目で3項目以上に該当する口腔機能低下症患者は口機能2を算定する。算定の流れについてはP39の図5を参照(参考文献3より引用改変)。

舌圧検査、咀嚼能力検査1、咬合圧検査1、口腔細菌定量検査2、口腔粘膜湿潤度検査の算定



図4 口腔機能精密検査の保険算定について。令和8年度の診療報酬改定で口腔粘膜湿潤度検査の算定が新たに加わった。また、口腔細菌定量検査、咀嚼能力検査、咬合圧検査の施設基準の届け出は不要になった。なお、咬合圧検査、咀嚼能力検査は同時算定ができないので、他の検査といずれかを組み合わせることで算定することになる(参考文献3より引用改変)。

2

口腔機能低下症の診断について

松村香織

口腔機能低下症は診療報酬上、以下のように取り扱われます²。

病名：口腔機能低下症。

診断基準：口腔機能低下症の7症状のうち、3項目以上該当する場合に口腔機能低下症と診断されます。

算定要件：上記の診断基準に該当する場合、歯科疾患管理料(歯管)を算定することが可能です。これに加えて、患者が50歳以上で咀嚼機能検査、咬合圧検査、舌圧検査、口腔細菌定量検査、口腔粘膜湿潤度検査のいずれかが基準値以下の場合、口腔機能管理料1を、それ以外の項目で3項目以上に該当する場合は口腔機能管理料2を算定することができます(図5)。

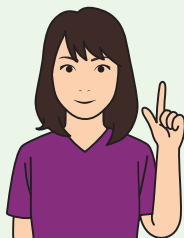
口腔機能管理料の対象患者は50歳以上とされていますが、50歳未満であってもパーキンソン病や脳卒中など口腔機能を低下させる疾患に罹患している者

については算定が認められています(図6)。診療報酬明細書の摘要欄に、口腔機能低下と関連すると考えられる疾患名を記載します。

また、令和6年度の診療報酬改定において口腔機能低下症患者に対する指導訓練を行った場合、歯科口腔リハビリテーション料3(歯リハ3)を月2回算定可能となりました(摂食機能療法との同日算定は不可)(図7)。また、令和8年度の診療報酬改定で歯科衛生士が口腔機能に関する指導を行った場合は、口腔機能実地指導料を算定することができるようになりました(図8)。

口腔機能低下症の診断にあたっては口腔機能精密検査記録用紙(資料3：巻末付録参照)に検査の結果を記入します。その後の管理は口腔機能管理計画書(資料1：巻末付録参照)に沿って計画を立案し、管理指導内容は管理指導記録簿(資料2：巻末付録参照)に記録します(図9)。

One Point アドバイス!



松村香織

口腔機能低下症の管理・指導にあたって必要な書類について

初回には口腔機能管理計画書(資料1)を作成して交付します。この管理計画に基づいて、機能訓練の指導や生活指導および栄養指導を実施し、管理指導記録簿(資料2)に記録して保存します。再評価は、管理計画に従っておおむね6ヵ月ごとに口腔機能精密検査により行います。再評価時には、再度口腔機能管理計画書(資料1)を作成して交付します。

口腔機能低下症に関連する診療報酬について

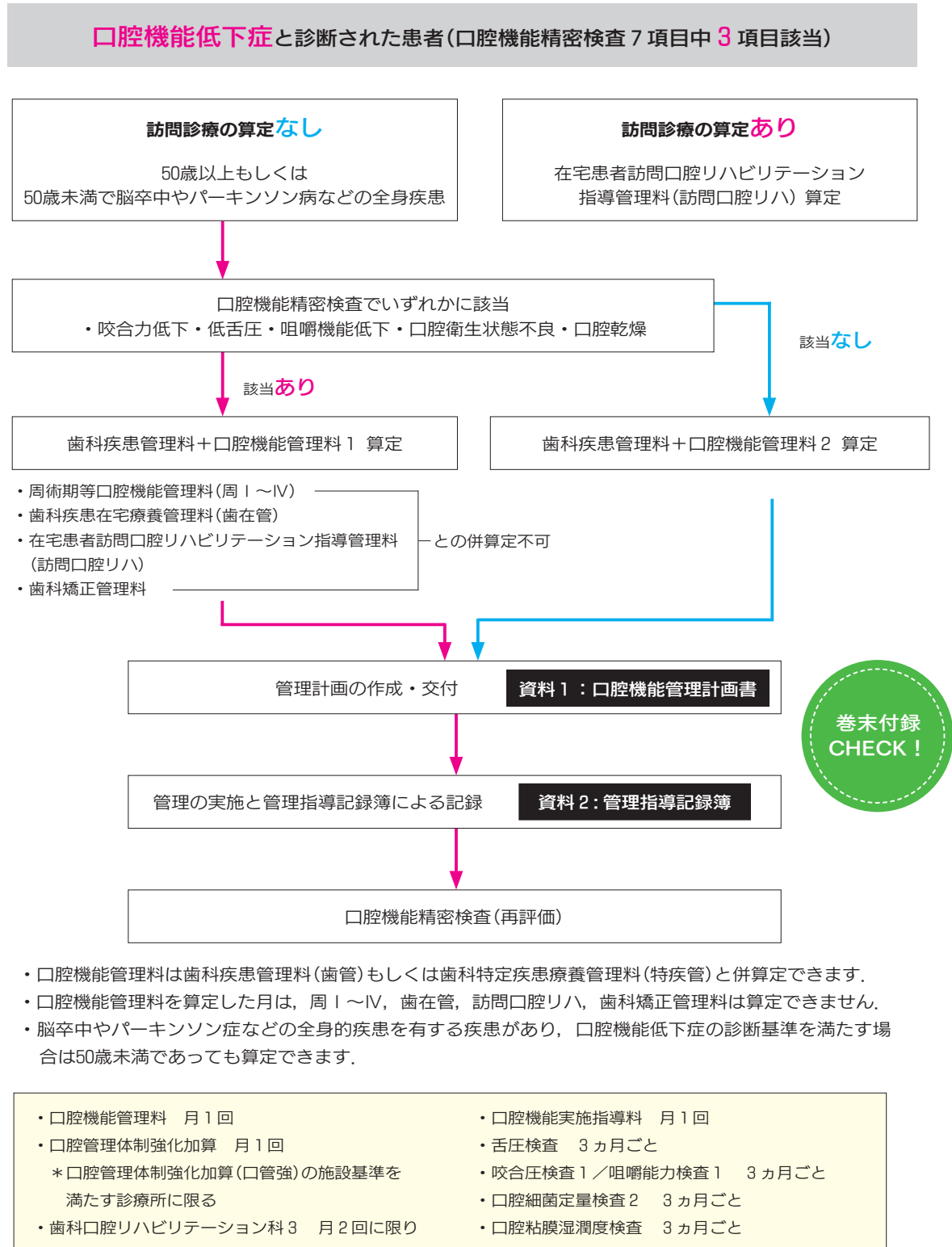


図 5 口腔機能低下症に関連する診療報酬について(参考文献 3 より引用改変)。

口腔機能管理に関連する保険算定の例(口腔機能管理料 1 に該当する場合)

初回検査月	口腔機能管理料 1 (90) 口腔管理体制強化加算 (50) ※ 口腔機能実地指導料 (46) ※※ 舌圧検査 (140) 咀嚼能力検査 1 (140) 口腔細菌定量検査 2 (65) 口腔粘膜湿潤度検査 (130) 歯リハ 3 * (50) 月 2 回に限り	761点	4 か月	口腔機能管理料 1 (90) 口腔管理体制強化加算 (50) ※ 口腔機能実地指導料 (46) ※※ 舌圧検査 (140) 咀嚼能力検査 1 (140) 口腔細菌定量検査 2 (65) 口腔粘膜湿潤度検査 (130) 歯リハ 3 * (50) 月 2 回に限り	761点
2 か月	口腔機能管理料 1 (90) 口腔管理体制強化加算 (50) ※ 口腔機能実地指導料 (46) ※※ 歯リハ 3 * (50) 月 2 回に限り	286点	5 か月	口腔機能管理料 (90) 口腔管理体制強化加算 (50) ※ 口腔機能実地指導料 (46) ※※ 歯リハ 3 * (50) 月 2 回に限り	286点
3 か月	口腔機能管理料 1 (90) 口腔管理体制強化加算 (50) ※ 口腔機能実地指導料 (46) ※※ 歯リハ 3 * (50) 月 2 回に限り	286点	6 か月	口腔機能管理料 1 (90) 口腔管理体制強化加算 (50) ※ 口腔機能実地指導料 (46) ※※ 歯リハ 3 * (50) 月 2 回に限り	286点

※口腔管理体制強化加算の施設基準を満たす診療所のみ
 ※※文書作成および交付、カルテに指導内容の記載が必要。施設基準を満たす診療所のみ
 * 歯リハ 3 : 歯科口腔リハビリテーション料 3

図 6 口腔機能管理に関連する保険算定の例。50歳以上の口腔機能低下症患者もしくは50歳未満でも脳卒中やパーキンソン病などの全身的な疾患のある口腔機能低下症の患者のうち、保険算定できる検査項目のいずれかで機能低下に該当する場合は口腔機能管理料 1 (90点)が毎月算定できる。口腔機能の管理目的に実施した舌圧検査、口腔細菌定量検査、口腔粘膜湿潤度検査、咬合圧検査もしくは咀嚼能力検査は併算定可能である(参考文献 3 より引用改変)。

令和 8 年度診療報酬改定における口腔機能管理料関連の算定変更点

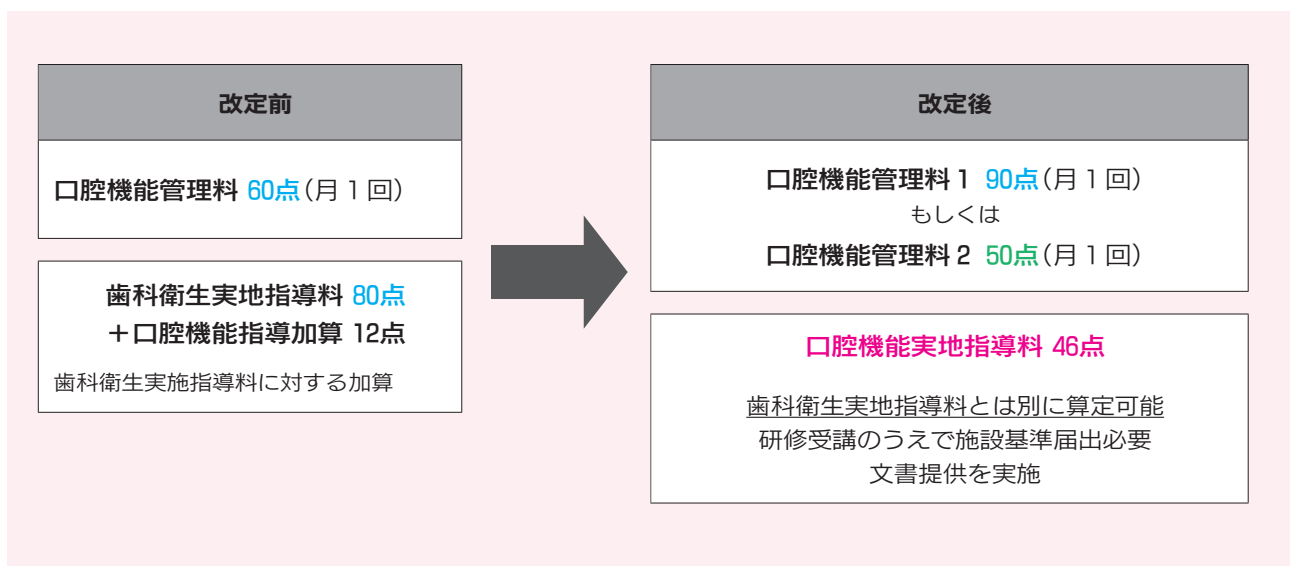


図 7 歯科衛生士による口腔機能に関する実地指導を行った場合の評価として、歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算(12点)から口腔機能実地指導料(46点)に変更され、独立した点数となった。研修を受講した歯科衛生士が口腔機能に係る指導を行い、文書提供した場合に月 1 回に限り算定できる(参考文献 3 より引用改変)。

歯科口腔リハビリテーション料 3 および口腔機能実地指導料算定時の注意点

歯科口腔リハビリテーション料 3（一口腔につき） 月 2 回に限り

1 口腔機能の発達不全を有する18歳未満の患者の場合 50点

2 口腔機能の低下を来している患者の場合 50点

口腔機能発達不全症および**口腔機能低下症**の患者に指導訓練を行った場合の評価

注意

- ・ 2 については、口腔機能管理料(口機能)、歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)を算定する患者に対し必要な指導および訓練を行った場合、月 2 回に限り算定する。
- ・ 摂食機能療法を算定した日には算定**不可**。
- ・ 歯リハ 1、2 との同日併算定**可**。
- ・ カルテに指導・訓練内容を記載する。

口腔機能実地指導料 46点 月 1 回

口腔機能の発達不全を有する患者または口腔機能の低下を来している患者に対して、歯科衛生士が歯科医師の指示を受けて口腔機能に係る指導を行い、指導内容に係る情報を文書により提供した場合に月 1 回算定する。

施設基準：

- 1 口腔機能の指導等に係る適切な研修を受けた歯科衛生士が 1 名以上配置されていること。
- 2 歯科衛生士が口腔機能の指導を行うための設備及び体制を有していること。

注意

- ・ 口腔機能実地指導料の文書記載・カルテ記載が必要。
- ・ 歯リハ 3 を算定した日において、歯リハ 3 で行う指導・訓練の内容と重複する場合は当該加算は算定できない。

図 4 歯リハ 3 は摂食機能療法と同日算定不可、歯リハ 1、2 との併算定は可となっている。口腔機能実地指導料は、歯リハ 3 と別の内容で指導を行い、その内容等についてカルテに記載する必要がある(参考文献 2 より引用改変)。

口腔機能低下症の管理フロー

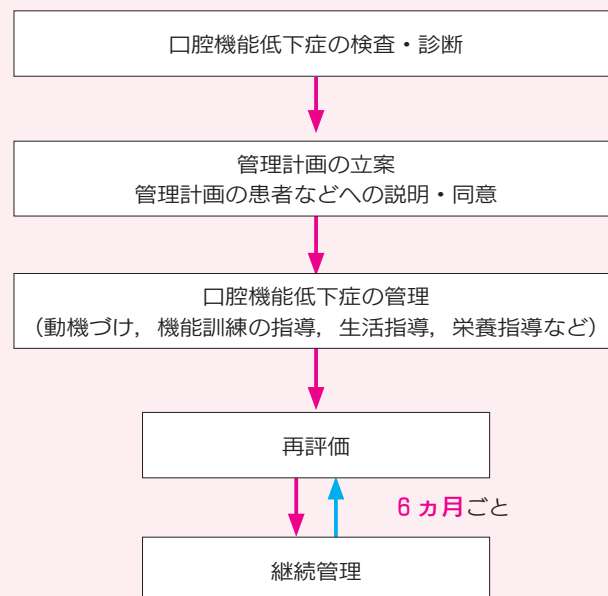


図 9 口腔機能低下症の診断と管理について(参考文献 2 より引用改変)。